

InBody 本体及び電極を消毒する際の注意事項

→ 消毒液の成分に対する化学的適応性

InBodyを消毒する際は、化学的適応性のある消毒液を使用して軽く拭いてください。

InBodyの本体・電極・ケーブル類の素材は、全ての消毒液成分に対して化学的な耐性を持つわけではありません。測定時に体に触れる部位を消毒する際は、下記の表をご参考ください。

表. 主な消毒液成分に対するInBodyの化学的適応性の有無（全機種対応）

エタノール（70～90%）	◎
亜塩素酸ナトリウム（～0.23%）	○
イソプロパノール（～50%）	○
アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩（～0.50%）	○
ベンザルコニウム塩化物（～0.50%）	×
クロロキシレノール（～0.12%）	×
次亜塩素酸ナトリウム（～1%）	×
過酸化水素（～4%）	×
銀イオン(Ag+)配合物	×

一般的にInBodyの消毒にお勧めする成分はアルコールです。消毒液を使用して消毒を行う際は、布または脱脂綿に消毒液をつけて、電極・ケーブルを中心に軽く拭きとってください。消毒液が機器内部に入ると、内部の電子部品に致命的な損傷を与える恐れがあるので、ケーブルを消毒液に浸したり、本体に消毒液を注いだりしないでください。なお、化学的な耐性を持たない消毒液や殺菌剤の使用は、素材を変色させたり電極を腐食させたりする恐れがあります。

InBodyは医療機器の基本要件及びJIS T-0601-1で滅菌が義務付けられている機器ではありません。

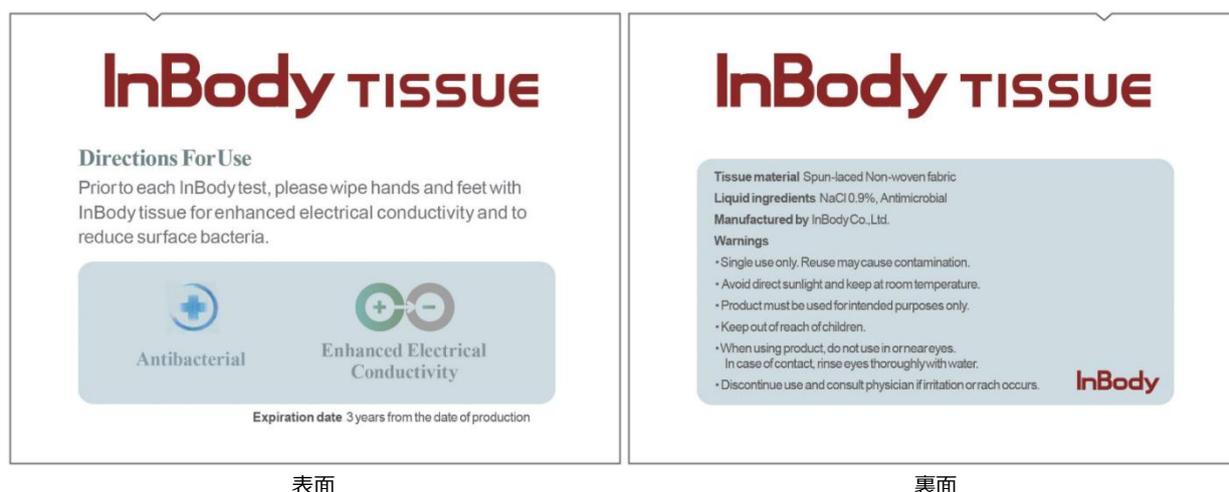
医薬品医療機器総合機構(PMDA)が定めている体成分分析装置の基本要件基準適合性チェックリストによると、InBodyは滅菌に対する適合性証明の対象ではありません¹。また、医療機器の安全性及び性能に関する規格である「JIS T-0601-1」でも消毒を義務付けてはおりません²。

即ち、InBodyは測定時に手・足の限られた個所(皮膚)に電極を接触するだけなので、測定者によって消毒が必要と判断された場合に簡単なクリーニングを行うことで問題ありません。

1. 基本要件基準適合性チェックリスト(体成分分析装置基準) (https://www.std.pmda.go.jp/stdDB/Data/MDStd/CerStd/1300618_02_2014.pdf)

2. 医用電気機器－第1部：基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項(JIS T-0601-1) (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000155743>)

InBodyの電解ティッシュに含まれる消毒成分は、COVID-19に有効ではありません。



表面

裏面

弊社が製造販売する電解ティッシュ(上記図)には、次の成分が含まれております。

① **塩分(0.9%)**

通電性を高める電解質の成分

② **イソチアゾリン(15ppm)**

シャンプー・化粧品・糊などで広く使用されており、殺菌・防かび・防藻・防腐効果がある成分

③ **ジデシルジメチルアンモニウムクロライド(150ppm)**

市販の除菌用ティッシュで広く使用されており、除菌の継続効果がある成分

一方、厚生労働省はCOVID-19の消毒・除菌成分に効果がある成分を指定していますが³、電解ティッシュの消毒成分はその対象ではありません。従って、COVID-19の感染対策としてInBodyを消毒する際は、エタノール(70~90%)のようにCOVID-19に有効かつInBodyが化学的適応性を持つ消毒液を使用してください。

以上

3. 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ) (https://www.mhlw.go.jp/stf/s-eisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)